

ファクトシート

《作成日:平成25年2月4日》

《最終更新日:令和3年3月30日》

# ヒスタミン (概要)

#### 1. ヒスタミンとは

ヒスタミン(Histamine)は、食中毒の原因となる化学物質で、アミノ酸であるヒスチジンから生成されます  $^{1,2}$ 。遊離のヒスチジンは、白身の魚に比べてサバ、マグロ、イワシ等の赤身の魚に多く含まれています  $^3$ 。これらの魚を常温に放置する等、不適切な管理が行われた結果、細菌(ヒスタミン生成菌)が増殖し、この細菌が持つヒスチジン脱炭酸酵素によって、遊離ヒスチジンからヒスタミンが生成します  $^{1,2,4}$ 。

ヒスタミンを多く含む魚やその加工品を食べることで、アレルギーに似た症状を発症することがありますが、これはアレルギーによる症状ではなく、ヒスタミンを多く含む食品を食べたことによる食中毒です <sup>1,2</sup>。ヒスタミンは熱に安定であることから、一度生成されると加熱調理によっても分解されず、食中毒の原因となります <sup>5,6</sup>。ヒスタミンは、魚やその加工品のほか、ワインやチーズ等の発酵食品にも含まれていることがあります <sup>5,6</sup>。

ヒスタミン生成菌には、中温性の腸内細菌科細菌 <sup>①</sup>や、海洋や魚の体表・腸管に存在する中温性と低温性のビブリオ科細菌 <sup>②</sup>等、多くの種類の細菌があります <sup>4</sup>。

ヒスタミン生成菌が持つヒスチジン脱炭酸酵素は、加熱によって不活化されます<sup>7</sup>。一方、 冷凍状態では、ヒスチジン脱炭素酵素は働きませんが、解凍後に急速に働き出し、ヒスタミンの生成が進むという報告もあります<sup>8</sup>。ヒスタミン食中毒を防ぐには、ヒスタミン産生菌 をつけない・増やさないことで本酵素を制御することが大切です。

ヒスタミン食中毒を防ぐには、魚を捕獲してから最終製品を喫食するまで一貫した衛生 管理、特に温度管理が重要です。魚を保存する場合は、速やかに冷蔵・冷凍し、常温での放 置時間を最小限とする衛生管理の徹底が必要です。

ヒスタミン食中毒を防ぐため、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、文部科学省等が資料を作成しています 1,6,9,10。また、海外においても、ヒスタミン食中毒の発生報告は多く、国際連合食糧農業機関 (FAO) /世界保健機関 (WHO) 合同専門家会議や欧州食品安全機関 (EFSA)、米国食品医薬品庁 (FDA) 等が、ヒスタミン食中毒に関する資料を作成しています 7,11,12,13。

### 2. 科学的知見

-

<sup>&</sup>lt;sup>①</sup> モルガン菌(Morganella morganii 等)、ハフニア菌(Hafnia alvei)、ラオウルテラ菌 (Raoultella planticola)等

② ビブリオ科(Photobacterium phosphoreum)等



ヒスタミンを多く含む食品を摂取した場合、アレルギー様の症状を呈することがあります。通常、食後数分~30 分位で顔面(特に口の周りや耳たぶ)が紅潮し、頭痛、じんま疹、発熱等の症状を呈しますが、たいてい 6~10 時間で回復します。重症になることは少なく、抗ヒスタミン剤の投与により速やかに治癒します <sup>14</sup>。日本や EU、米国の食中毒報告 <sup>③</sup>において、死亡例は報告されていません <sup>5,7,11,15</sup>。

一般的には、食品 100 g 当たりのヒスタミン量が 100 mg 以上の場合に発症するとされていますが、実際には摂取量が問題であり、食中毒事例から発症者のヒスタミン摂取量を計算した例では、大人一人当たり  $22\sim320$  mg と報告されています  $^{14}$ 。

ヒスタミンに対する耐性は個人差があります。また、個人の体調(月経、消化器疾患、薬投与)でヒスタミン代謝は変わります。喫煙・アルコール摂取はヒスタミン分解能を減少させて、食中毒症状が出やすくなります<sup>7</sup>。

外部から摂取したヒスタミンは、主に、2つの酵素(ジアミンオキシダーゼとヒスタミン-N-メチルトランスフェラーゼ)によって分解されます。ジアミンオキシダーゼは、主に腸管に存在し、経口摂取されたヒスタミンの主要な代謝酵素です。ヒスタミンの最終代謝産物は、68~80%が尿中に排出されます。一部のヒスタミンは、未分解で糞便中に残り、さらに幾分かは腸内細菌で分解されて、肺から二酸化炭素として排出されます 16。

我が国では、ヒスタミン食中毒は、図 1 のように、毎年発生しており、患者数 100 人を超える年も少なくありません。

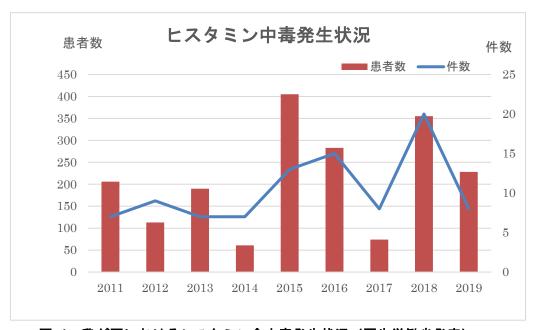


図 1 我が国におけるヒスタミン食中毒発生状況(厚生労働省発表)

保育園や学校が関係する大規模な食中毒が発生しており、2015(平成 27)年には流通段階における食材の不適切な取り扱いが原因で 87 名が発症するヒスタミン食中毒が、

③ 食中毒報告期間:日本 1998 年~2019 年、EU 2010~2015 年、米国 1998~2015 年



2018(平成 30)年には保育園で 92 名が発症する食中毒が起きています  $^{17,18}$ 。2015(平成 27)年の事件では、ヒスタミン濃度は、原材料(いわしすり身)で  $3600\sim3900$  mg/kg、調理品で  $2700\sim2900$  mg/kg であり、2018(平成 30)年の事件では、ヒスタミン濃度は食材(マグロ)で  $180\sim5300$  mg/kg、調理品(まぐろの味噌がらめ)では  $2300\sim3600$  mg/kg でした  $^{17,18}$ 。

農林水産省の有害化学物質リスク管理基礎調査事業では、魚介加工品や発酵食品についてヒスタミンの実態把握を行っています。分析の結果、魚介加工品では約 8 割の試料でヒスタミン濃度が定量限界(30 mg/kg)未満でしたが、魚介加工品の塩干品や発酵食品では、サンマ丸干しで最大値 2500 mg/kg、サバ糠漬けで最大値 1900 mg/kg、しょうゆで最大値 1300 mg/kg 等ヒスタミン濃度の高いものもあることがわかりました  $^{19,20}$ 。また、国内で販売された多くの農産物漬物中のヒスタミン濃度は低かったものの、みそ漬けで最大値 120 mg/kg、しょうゆ漬けで最大値 100 mg/kg 等、一部の試料で比較的ヒスタミン濃度が高いものもありました  $^{21}$ 。

### 3. 諸外国及び我が国における状況

国際機関や諸外国のリスク評価機関がヒスタミンについてハザード評価を行っています。

欧州食品安全機関(EFSA)では、ヒスタミンのヒトに対する無毒性量(NOAEL)  $^{@}$ である 50 mg(訳注:大人一食当たりの値)から、急性参照用量(ARfD)  $^{⑤}$ を、健康な大人一人あ たり 50 mg としています  $^{22,24}$ 。

WHO/FAO 合同専門家会議では、EFSA が定めたヒトのヒスタミンの無毒性量(NOAEL) である 50 mg を採用しました。この量では健康なヒトでヒスタミンによる食中毒を発症する懸念はないと考えられています。また、各国の栄養調査や魚・水産加工品の消費データから求めた一食あたりの魚類の最大摂取量 250 g と、ヒスタミンの閾値 50 mg を基に、ヒスタミンの最大許容濃度を 200 mg/kg と算出しています 7。

食品中のヒスタミン濃度については、国際機関等によって、基準値が定められています。コーデックス規格では、遊離ヒスチジン含量が高い魚種の冷凍品や缶詰、魚醬に対してヒスタミン濃度の基準を設定しています 25~34。また、欧州、米国、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドの各国においても、魚類やその加工品中のヒスタミン濃度の基準を設定しています 12,13,35,36,37,38。

④ 無毒性量(NOAEL: No-Observed-Adverse-Effect Level): ある物質について何段階かの異なる投与量を用いて行われた反復毒性試験、生殖発生毒性試験等の毒性試験において、有害影響が認められなかった最大投与量のこと。通常は、様々な動物試験において得られた個々の無毒性量の中で最も小さい値を、その物質の無毒性量とする。

⑤ 急性参照用量(ARfD: acute reference dose): ヒトの24時間又はそれより短時間の経口摂取で健康に悪影響を示さないと推定される体重1kg当たりの摂取量のこと。食品や飲料水を介して農薬等の化学物質のヒトへの急性影響を考慮するために設定される。



国内では、食品中のヒスタミン濃度の基準は設定されていませんが、各都道府県等における食品流通等の実態や食中毒の発生状況等を踏まえ、国内に流通する食品や飲食店等の監視指導が食品衛生法に基づき実施されています。また、食品安全委員会では、ヒスタミンによる食中毒の特徴、原因、予防法等について情報提供を行っています¹。

## 4. ヒスタミンによる食中毒の予防のために

魚介類によるヒスタミン食中毒防ぐためには、魚を捕獲してから最終製品を喫食するまでの一貫した衛生管理、特に温度管理が重要です。魚を保存する場合は、速やかに冷蔵・ 冷凍し、常温での放置時間を最小限とする衛生管理を徹底する必要があります。

一旦魚肉の中でつくられたヒスタミンは熱に強く加熱料理しても分解されません <sup>5,39</sup>。 ヒスタミン生成菌が持っているヒスチジン脱炭酸酵素は冷凍状態でも安定であるといわれています。この酵素は冷凍の状態では働きませんが、4 <sup>℃</sup>の冷蔵温度帯では活性があり、解凍後に急速に働き出し、ヒスタミンの生成が進むという報告もあります <sup>4,39</sup>。

腐敗臭等外観の状態とヒスタミン含有量には相関がなく、臭気が無くてもヒスタミン 含有量が高いものがあるので注意が必要です。

一般的な衛生管理も重要であり、食品製造機器・器具等を次亜塩素酸ナトリウムや界面活性剤等を用いて十分に洗浄殺菌することも大切です(40)。魚醬等発酵食品では、ヒスタミンを産生しない発酵スターター®を利用することで、ヒスタミンの蓄積を防ぐことができるという報告もあります 41。

ヒスタミンによる食中毒の予防法としては、下記を徹底する事が大切です。

- (1) 魚を保存する場合は、速やかに冷蔵・冷凍し、常温での放置時間を最小限とする 衛生管理を徹底すること。
- (2) ひとたび蓄積されたヒスタミンは加熱をしても分解しないため、鮮度が低下したおそれのある魚は食べないこと。
- (3) 自分が釣った魚でも、速やかにクーラーボックスに入れる等、常温に放置しないようにすること。また、内臓はできるだけ早く取り出し、腸管内容物で魚肉を汚染させないように注意しましょう。
- (4) ヒスタミンが高濃度に蓄積されている食品を口に入れたときに唇や舌先に通常と 異なる刺激を感じる場合があるので、そのような場合は食べずに処分すること。

4

⑥ 発酵させるために最初に加える菌



# ファクトシート (ヒスタミン)

項目	内容	参考 文献
1.名称/別名	ヒスタミン(Histamine)/Scombrotoxin	
2.関連情報 (魚にヒ	ヒスタミンによる食中毒は、ヒスチジン(アミノ酸の一種)を	1, 2
スタミンが産生さ	多く含む魚を常温に放置した結果、ヒスタミン生成原因菌の	
れるメカニズム、食	酵素(ヒスチジン脱炭酸酵素)によりヒスチジンからヒスタミ	
品中の増減(物理抵	ンが生成され、そのような魚やその加工品を食べることによ	
抗性等))	り発症するアレルギー様の食中毒である。	
	ヒスタミンの生成には微生物が深く関与しているが、わが国	5
	の全国食中毒事件録では化学性食中毒として分類されてい	
	<b>ప</b> 。	
	ヒスタミンは熱に安定であることから、微生物による食中毒	
	とは異なり、焼き物や揚げ物等の加熱済みの食品でも食中毒	
	が発生する。	
	ヒスタミンによる食中毒はほとんどが魚介類によるものであ	2
	る。イワシ、マグロ、カジキ、ブリ、アジ等一般にヒスチジン	
	を豊富に含む赤身の魚やその加工品が原因となる。	
	CODEX では、ヒスタミン中毒を起こす魚類として、サバ、サ	25 ~
	ンマ、ニシン、シイラ、オキスズキ、マグロ類及びカツオ、イ	34
	ワシがあげられている。	
	国内における 1998~2008 年のヒスタミン食中毒事例の届出	5
	件数のうち、最も事例数が多かった魚種は、マグロ(33 %)	
	であり、次いでカジキ(18 %)、サバ(13 %)であった。	
	近年、食の安全安心志向の高まり、加工残渣の有効利用等の観	42
	点から、魚介類を原料とした天然発酵調味料(魚醤油)の製造	
	量が激増している。一般的な魚醤油は原料魚に終濃度 20 %程	
	度の食塩を加え、1年以上発酵させたもので、麹等を使用する	
	製法も知られている。しかし、発酵調味料製造過程において、	
	ヒスタミンが蓄積することがある。	
	ヒスタミンによる食中毒は主に魚による場合が多いが、魚以	5
	外では、チーズ、鶏及びザワークラウト等によるヒスタミン食	
	中毒も報告されている。この他、ワイン及びビール等のアルコ	
	ール類、ソーセージ及びサラミ、味噌、醤油、納豆、トウチ及	
	びキムチ等の発酵食品からもヒスタミンが検出されており、	
	食中毒への関与の可能性が示唆されている。	
	ヒスタミンの前駆物質となる遊離ヒスチジン含量が白身魚で	3
	は数 mg~数十 mg/100 g であるのに対し、赤身魚では 700~	
	1800 mg/100 g と非常に高い。	



項目	内容	参考 文献
	ヒスタミン生成菌は、antiporter により細胞外からヒスチジン	4
	を取り込み、ヒスチジン脱炭酸酵素によりヒスチジンからヒ	
	スタミンを生成し、再び antiporter により細胞外にヒスタミン	
	を分泌する。	
	ヒスチジン脱炭酸酵素の至適 pH は、5.5~6.5 であるため、	43
	pH5.5~6.0 の赤身魚の筋肉ではヒスタミンを生成しやすい。	
	ヒスタミン生成菌は、高いヒスタミン生成能を有する腸内細	4
	菌科の中温性細菌 Morganella morganii の他、よく検出される	
	細菌には、海洋性のビブリオ科の低温性細菌 Photobacterium	
	phosphoreum 等、多種多様である。	
	鮮魚やその加工品のヒスタミン生成菌では、グラム陰性の腸	
	内細菌科細菌 (Morganella morganii、Raoultella planticola)や	
	ビブリオ科細菌(Photobacterium phosphoreum) が多数を占	
	め、発酵食品のヒスタミン生成菌はグラム陽性の	
	Tetragenococcus spp.や Staphylococcus spp. が知られてい	
	る。	
	ヒスタミン生成菌は、新鮮な魚のエラ、腸、体表に存在する。	7
	魚類の組織には遊離のヒスチジンが存在するため、魚獲後す	
	ぐに、ヒスタミン生成が始まる。ヒスタミン生成菌は、至適な	
	温度下では急激に増殖しヒスタミンを生成する。	
	多くのヒスチジン脱炭酸酵素の活性は、冷凍・加熱によって阻	7
	害できる。	
	しかし、一部のヒスチジン脱炭酸酵素は、凍結によっても活性	4
	   を維持する場合がある。	
	ヒスタミンは、熱に安定であり、加熱調理によっても分解しな	6
	   いため、一度生成すると食中毒の原因となる。	
	├──   冷凍魚を解凍する際に、20 °Cで解凍するとヒスタミン量は、	8
	20 時間で急激に増加する。	
	ヒスチジン脱炭酸酵素 (HDC) 活性の至適温度は 30~40 ℃、	4
	至適 pH は 6.0~7.0 で菌種により異なる。また、HDC 活性が	
	-20 ℃で凍結した場合に保持されることや、HDC の耐熱性が	
	高いものもあることが報告されている。	
	4°C~30 °Cで HDC によって 500 ppm 以上のヒスタミン蓄積	
	が観察されている。	



項目			内容			参考 文献
	国内における	ヒスタミンに	こよる食中都	<b>事の発生状況</b>		44
		年	事件数	患者数		
		2011	7	206		
		2012	9	113		
		2013	7	190		
		2014	7	61		
		2015	13	405		
		2016 2017	15 8	283 74		
		2017	20	355		
		2019	8	228		
	(厚生労働省				J	
	注:ヒスタミ	ンによる食中	毒の件数及	び患者数は、	厚生労働省	
	食中毒統計に	よる「化学物	物質」の内数	女		
	2018(平成 30	))年、保育所(	の給食を食	べた 702 名口	中 92 名でヒ	18
	スタミン食中	毒を発症した	こ。食材(マ	グロ) のヒス	タミン量は	
	180~5300 m	ıg/kg、調理品	(まぐろの	味噌がらめ)	のヒスタミ	
	ン量は 2300~	~3600 mg/kg	<b>」であった。</b>			
	2015(平成 27	7)年、流通段	階における	食材の不適り	]な取り扱い	17
	を原因とする	ヒスタミン館	食中毒が給食	食により発生	した。87人	
	が発症し、ヒ	スタミン含布	有量は原材料	料(さんます	り身) 3600	
	~3900 mg/kg	g、調理品 27	00 <b>~</b> 2900 r	ng/kg であっ	た。	
	欧州食品安全	:機関(EFSA	.)			11
	EU における	2010 年~20	015 年のヒ	スタミン食中	□毒を調査し	
	た。2015年の	の原因食品は	魚類・水産	製品が 166 丿	(20件)、	
	チーズ 16 人	(2件) であ	る。			
4. 毒性に関する科学	空的知見(国内/	国際機関/諸ダ	小国)			l
(1)体内動態(吸収~	ヒスタミンは	複数の経路で	で分解されん	る。ジアミン	オキシダー	16
排出までの代謝)	ゼにより酸化	的に脱アミ	ノ化され、	イミダゾール	アセトアル	
	デヒドとイミ	ダゾール酢酢	夋になるか、	ヒスタミン	-N-メチルト	
	ランスフェラ	ーゼにより	メチル化され	れてメチルヒ	スタミンと	
	なる。					
	放射標識を	施したヒスク	タミンの経Ⅰ	口投与試験に	よると、投	
	与した放射能					
	で糞便中に存	=				
	ら放射標識を					



項目		内容	参考 文献
		国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO)合同専門家	7
		会議(2013)によれば、ヒトおよび動物実験結果から、ヒスタ	
		ミンは、2 つの酵素(diamine oxidase (DAO) と histamine-	
		N-methyltransferase (HMT))によって主に代謝される。最終	
		代謝産物は、尿中に排出される。	
		国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO)合同専門家	7
		会議(2013)によれば、diamine oxidase(DAO)は腸管に存在する	
		ためヒスタミンの経口摂取による循環器系へ吸収を制限す	
		る。	
		histamine-N-methyltransferase (HMT)は体内組織に広く存在	
		し肝臓>結腸>脾臓>肺>小腸>胃の順に活性を有する。	
(2)毒性	①ばく	ヒスチジンを多く含む魚を常温に放置した結果、ヒスタミン	1, 45,
	露経路	生成原因菌の酵素(ヒスチジン脱炭酸酵素)によりヒスチジン	46
		からヒスタミンが生成され、そのような魚やその加工品を食	
		べることによる。	
	② 潜	通常、食後数分~30分位で、顔面、特に口の周りや耳たぶが	14, 12
	伏・発	紅潮し、頭痛、じんま疹、発熱等の症状を呈する。重症になる	
	症期間	ことは少なく、たいてい 6~10 時間で回復する。また、抗ヒ	
		スタミン剤の投与により速やかに全治する。	
		(注:潜伏期間については、文献 14 (藤井, 食品衛生学雑誌,	
		2006) に様々な事例が報告されている。ここでは、専門家の	
		判断により「数分~30分」とした。)	
	③症状	顔面、特に口のまわりや耳たぶが紅潮し、頭痛、蕁麻疹、発熱	2, 14
		等の症状を呈する。重症になることは少ない。	
	<b>④</b> 致死	国内のヒスタミン食中毒事例の届出 (1998 年~2018 年) にお	5, 15
	率	いては、死亡者数は0人であった。	
		欧州食品安全機関 (EFSA) (2017)の報告によると、EU のヒス	11
		タミン食中毒の報告(2010~2015年)で死亡報告はない。	
		国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO) 合同専門	7
		家会議(2013)の報告によると、米国疾病管理予防センター(US	
		CDC)のヒスタミン食中毒の報告(1998~2015 年)で、死亡報告	
		はない。	
	<b>多その</b>	一般的には(注/ヒスタミンが)1000 mg/kg 以上の食品で発	14
	他	<b>症するとされているが、実際には摂取量が問題であり、食中毒</b>	
		事例から発症者のヒスタミン摂取量を計算した例では、大人	
		一人当たり 22~320 mg と報告されている。	
		※原典単位は、mg/100g	



項目		内容	参考 文献
		フランス食品環境労働衛生安全庁 (ANSES) の報告によれば、	47
		疫学データベースから、ヒスタミン含有量が 50 mg/kg 未満ま	
		では有害作用はない、50~200 mg/kg では、軽度の中毒症状が	
		観察される。200~1,000 mg/kg で有害である可能性が高い。	
		国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO)合同専門家	7
		会議(2013)の報告によると、ヒスタミンに対する不耐症には	
		個人差がある。遺伝的・後天的に diamine oxidase (DAO) と	
		histamine-N-methyltransferase (HMT)の機能障害がある場	
		合、ヒスタミンは、消化管で分解されないため、毒性を発症	
		する。	
		国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO)合同専門家	7
		会議(2013)の報告によると、ヒスタミンの代謝の低下は、個人	
		の生理的な状態(月経、胃腸障害、薬投与)によって生じる。	
		ヒスタミン食中毒の発症や症状の程度は、年齢によることが	
		ある。また、喫煙・アルコール摂取は生体アミンの分解能を減	
		少させ、それらに対する感受性が高くなる可能性がある。	
		国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO)合同専門家	7
		会議(2013)の報告によると、生体アミンのカダベリンとプトレ	
		シンは、ヒスタミンの増強物質であり、ヒスタミンの毒性に影	
		響を与える。(カダベリン、プトレシンはそれぞれアミノ酸の	
		リジン、オルニチンから生成する)	
		カダベリン、チラミン、プトレシン、フェネチルアミンは、体	48, 49
		内においてヒスタミン解毒酵素を阻害し、ヒスタミンの腸管	
		吸収を増強する。(カダベリン、チラミン、プトレシン、フェ	
		ネチルアミンは、それぞれアミノ酸であるリシン、チロシン、	
		オルニチン、フェニルアラニンから生成される)	
5.食品の汚刻	杂実態		
(1)国内		市販の鮮魚および魚介類加工品 637 検体について調査をした	50
		結果、66 検体から 50~3400 mg/kg の範囲でヒスタミンが検	
		出された。その82%がいわし類であった。	
		※原典単位は、mg/100g	



項目	内容	参考 文献
	東京都内のスーパー、デパート、一般小売店から購入した各種	51
	魚醤油 55 検体について不揮発性アミン類を調査した結果、輸	
	入品ではヒスタミンは全体の 75 %が 100 mg/kg 未満の含有	
	量であり、最高値は 310 mg/kg であった。国産品では不検出	
	のものが 6 検体、100~200 mg/kg の範囲のものが 5 検体と、	
	含有量の多いものと少ないものに二分することが判明した。	
	最高値は 380 mg/kg であった。	
	※原典単位は、μg/g	
	農林水産省:有害化学物質のサーベイランス	19
	2010(平成 22)年度、有害化学物質のサーベイランスにより、	
	国内で販売された水産加工品 536 点を分析した。その結果、	
	大半の試料ではヒスタミン濃度が定量限界(30 mg/kg) 未満	
	であったが、塩干品や発酵食品の一部にヒスタミン濃度が高	
	いものがあることが分かった。 (サンマ丸干し 最大値 2500	
	mg/kg、サバ糠漬け 最大値 660 mg/kg)	
	農林水産省:有害化学物質のサーベイランス	20
	2010 (平成 22)~2011(平成 23)年度、有害化学物質のサーベイ	
	ランスにより、国内で販売された魚介加工品 1,028 点を分析	
	した結果、約8割の試料でヒスタミン濃度が定量限界未満(30	
	mg/kg)であった。しかし、一部の魚介加工品の塩干品や発酵食	
	品に ヒスタミン濃度の高いものがあることがわかった。ま	
	た、2011(平成 23)~2012(平成 24)年度、有害化学物質のサー	
	ベイランスにより、魚介加工品以外の発酵食品 440 点を分析	
	した結果、農産物漬物や発酵乳等、みそは濃度が低いことがわ	
	かったが、しょうゆは、ヒスタミン濃度の高いものがあった。	
	(サンマ丸干し 最大値 2500 mg/kg、イワシ丸干し 最大値	
	1700 mg/kg、サンマ燻製品 最大値 1100 mg/kg、サバ糠漬け	
	最大値 1900 mg/kg、しょうゆ 最大値 1300 mg/kg)	
	農林水産省:有害化学物質のサーベイランス	21
	2015(平成 27)年度、有害化学物質のサーベイランスにより国	
	内で販売された農産物漬物 230 点を分析した。ヒスタミン濃	
	度は、多くの農産物漬物では低かったが、一部に高いものがあ	
	った。 (みそ漬け 最大値 120 mg/kg、しょうゆ漬け 最大値	
	100 mg/kg)	



項目		内容	参考 文献
(2)国際機関		国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO)合同専	7
		門家会議(2013)	
		ヒスタミン中毒の原因であると考えられる種々の魚類が特定	
		され、その中にはヒスタミン中毒を引き起こす可能性のある	
		高濃度のヒスチジンを含んだ魚類が含まれている。この情報	
		の入手を容易にするために、現時点でヒスタミン中毒に関係	
		する魚類を最も網羅的に掲載しているリストを作成した。	
(3)諸外国	①EU	欧州食品安全機関(EFSA)(2011)	24
		欧州地域における主な食品中のヒスタミン濃度は以下のとお	
		りである。	
		干アンチョビー 348 mg/kg	
		魚醤 196~197 mg/kg	
		ハードチーズ 25.2~65.1 mg/kg	
		発酵野菜 39.4~42.6 mg/kg	
		赤ワイン 3.6~3.7 mg/kg	
		※平均濃度が高い品目を抜粋して記載	
	②米国	情報は見当たらない。	



項目					内容				参考 文献
	③ <b>その</b>	(オース	トリア	) (2001	-2006)				52
	他	オースト	リアで	売られて	ている食品	(全 1,817	検体)の	ヒスタミ	
		ン濃度を	測定し	た。					
		(単位:	mg/kg	湿重量)					
		食品 1)	検体 数	最小 濃度	%>LOQ	%>200 3)	%>500 4)	最大 濃度	
		マグロ (生)	327	LOQ 以下	13.8	5.2	1.8	5,190	
		イワシ (生)	51	LOQ 以下	19.6	17.6	11.8	1,510	
		マグロ (缶詰)	177	LOQ 以下	7.9	1.7	1.1	6,070	
		アンチ   ョビ ー   (缶詰)	278	LOQ 以下	30.6	1.4	0.7	1,200	
			L 農度が高	い品目	<u></u> を抜粋して	 掲載			
		2) %>L	OQ(検	出限界)	:各食品の	検体数に対	対する濃川	度が LOQ	
		を上回	った検	体数の割	削合				
		3) %>2	00:各	食品の植	負体数に対 <sup>・</sup>	する濃度が	が 200 m	g/kg を上	
		回った	検体数	の割合					
		4) %>5	00:各	食品の植	負体数に対 <sup>・</sup>	する濃度が	が 500 m	g/kg を上	
		回った	検体数	の割合					
		※本文献	中には	、具体的	りな検出限	界値の記載	載は無い		
6.ハザード	 評価								
(1)国内		なし							
(2)国際機関	]	国際連合	食糧農	業機関	(FAO) /世	界保健機同	関(WHC	))合同専	7
		門家会議	(2013)						
		ヒスタミ	ンの無	毒性量	(NOAEL)	である 50	Omg(訳	注:大人	
		1 食当た	りの値	)が閾値	直として適切	刃であると	この結論(	こ至った。	
		この量で	この量では、健康なヒトでサバ科魚毒中毒症(ヒスタミンによ						
		る食中毒	)を発掘	立する 懸	念はないと	ヒ考えられ	ιる。また	こ、ヒスタ	
		ミンは通	常数時	間以内	こ体内から	排出され	るため、	魚類の継	
		続的摂取	による	累積的	な影響もな	いとみら	れる。専	門家の意	
		見を取り	見を取り入れつつ、入手可能な魚類・水産製品の消費について						
		のデータ	を基に	検討を行	テい、大半の	の国におけ	ける(魚類	頁•水産製	
		品の)1	食当た	りの最大	大摂取量が	250g で	あるとの	合意が得	
		られた。そ	そこでも	ニスタミ	ンの閾値 5	ے 50 mg	1 食当た	りの最大	
		摂取量 2	50 g を	基に、	ヒスタミン	最大許容	濃度を算	出すると	
		200 mg/k	(g にな	る。					



項目		内容	参考 文献
		国際連合食糧農業機関 FAO(2004)	53
		水産分野におけるリスク評価及びリスク管理の中の生鮮海産	
		物のリスク一覧表において、サバ科魚類のリスクを"medium"	
		と評価している。	
(3)諸外国	①EU	欧州食品安全機関(EFSA)(2011)	24
		「発酵食品の生体アミン生成のリスクに基づいたコントロー	
		ルに関する科学的意見」を公表している。文献や EU の摂取量	
		データ等を用いて発酵食品に含まれる生体アミン(Biogenic	
		amines: BA)の定性的リスク評価を行ったものである。リス	
		ク評価の結果、「公開情報は限られているが、それらを基にし	
		て、食品中のヒスタミン濃度が一人一食につき 50 mg (健康な	
		ヒトの場合)では、有害健康影響は観察されていない(ヒスタ	
		ミン不耐症のヒトは一人一食につき検出限界以下の量)。」と	
		している。無毒性量(NOAEL): 50 mg,急性参照用量 (ARfD):	
		50 mg とした。	
	②米国	情報はみあたらない	
	③その	CODEX 委員会(2010)	54
	他	魚醤中のヒスタミン管理のためのガイドラインを作成するに	
		あたっての基礎資料として妥当な科学的助言の要請を受け	
		て、タイの魚醤中のヒスタミンについてのリスク評価を実施	
		した。 200 ppm の場合と 400 ppm の場合でのリスクを比較	
		し、同程度という結果となった。	
		オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関	55
		(FSANZ)(2005)	
		水産物の一次生産及び加工の基準に関するリスク評価の中	
		で、ヒスタミンを"moderate"と評価(2005 年)。Moderate	
		とは、「常に生命を危うくするものではなく、後遺症もなく、	
		- │ 通常短期間で症状は患者本人に限定的であるが、不快感は大	
		を	
		きい」と説明されている。	
7.リスク管3	浬(基準値	きい」と説明されている。	



項目	内容							
(2)国際機関	CODEX 委	員会			25 ~			
	※原典表記	※原典表記は mg/100g						
	CODEX 最終改訂 年	品目	品質基準	衛生基準				
	36-1981 (2017)	急速冷凍された 魚(骨付き及び 骨抜き)	10 mg/100 g (サバ,サンマ, ニシン,シイラ, オキスズキ)	20 mg/100 g (サバ,サンマ, ニシン,シイラ, オキスズキ)				
	70-1981 (2018)	マグロ類及びカ ツオの缶詰	10 mg/100 g	20 mg / 100g				
	94-1981 (2018)	│イワシ及びイワ │シ製品	10 mg/100 g	20 mg / 100 g				
	119-1981 (2018)	魚類の缶詰	10 mg/100 g (サバ,サンマ, ニシン,シイラ, オキスズキ)	20 mg / 100 g (サバ,サンマ, ニシン,シイラ, オキスズキ)				
	165-1989 (2017)	急速冷凍された 魚の切り身ブロック、魚のすり 身、及びそれら の混合物	10 mg/100 g (サバ,サンマ, ニシン,シイラ, オキスズキ)	20 mg / 100 g (サバ,サンマ, ニシン,シイラ, オキスズキ)				
	166-1989 (2017)	急速冷凍された フィッシュスティック、魚の切り身(パン粉又は衣付き)	10 mg/100 g (サバ,サンマ, ニシン,シイラ, オキスズキ)	20 mg /100 g (サバ,サンマ, ニシン,シイラ, オキスズキ)				
	190-1995 (2017)	急速冷凍された魚の切り身	10 mg/100 g (サバ,サンマ, ニシン,シイラ, オキスズキ)	20 mg / 100 g (サバ,サンマ, ニシン,シイラ, オキスズキ)				
	236-2003 (2013)	塩漬けアンチョ ビーの煮干	10 mg/100g	20 mg / 100 g				
	244-2004 (2018)	塩漬けニシン及 び塩漬けスプラ ット	10 mg/100g	20 mg / 100 g				
	302-2011 (2018)	魚醤		40 mg /100g				



項目		内容	参考 文献
(3)諸外国	①EU	ヒスチジン含有量が多い魚類由来の魚介類食品	35, 36
等		・1ロット当たり 9 検体について検査を行い、以下のヒス	
		タミン量の基準で判定	
		・全ての検体の平均値がヒスタミン 100 mg/kg を超えない	
		・うち 2 検体はヒスタミン 100 mg/kg 以上 200 mg/kg 未満	
		でも可	
		・全ての検体がヒスタミン 200 mg/kg を超えない	
		ヒスチジン含有量が多い魚類を塩水中で酵素による熟成工程	
		を経た魚介類製品(魚醤を除く。)	
		・1ロット当たり 9 検体について検査を行い、以下のヒス	
		タミン量の基準で判定	
		・全ての検体の平均値がヒスタミン 200 mg/kg を超えない	
		・うち 2 検体はヒスタミン 200 mg/kg 以上 400 mg/kg 未満	
		でも可	
		・全ての検体がヒスタミン 400 mg/kg を超えない	
		   魚醤(魚介類製品の発酵によって得られた液体)	
		・1バッチ当たり 1 検体について検査を行い、ヒスタミン	
		400 mg/kg を超えない	
		ヒスタミンの規制について、ランダム試験を実施し、規制値を	36,56,
		-   守る事が要求されている。	57
	②米国	腐敗しているか否かを判断するための基準	13
		   マグロ、シイラ:少なくとも 2 検体でヒスタミン濃度が 50	
		mg/kg 以上	
		~ ~  マグロ、シイラ以外の魚:少なくとも 2 検体でヒスタミン濃	
		  度が 50~500 mg/kg	
		  ・健康への有害影響:1 検体が 500 mg/kg 以上	
		  ※原典単位は ppm	
	③その	(カナダ)	37
	他	・アンチョビー、魚醤、発酵させた魚ペースト:200 mg/kg	
		- その他魚類及び魚製品:100 mg/kg	
		※原典単位は mg/100g	
		(オーストラリア・ニュージーランド)	38
		魚及び魚製品中のヒスタミン濃度の上限値:200 mg/kg	
		 準値を除く。汚染防止・リスク低減方法等も記載)	



項目	内容	参考 文献
(1)国内	食品安全委員会	1
	ヒスタミン食中毒の対策について「魚を保存する場合は、速や	
	かに冷蔵・冷凍し、常温での放置時間を最小限とする衛生管理	
	を徹底する。ひとたび蓄積されたヒスタミンは加熱をしても	
	分解しないため、鮮度が低下した恐れのある魚は食べないこ	
	と。また、ヒスタミンが高濃度に蓄積されている食品を口に入	
	れたときに唇や舌先に通常と異なる刺激を感じる場合がある	
	ので、そのような場合は食べずに処分すること。」としている。	
	厚生労働省	58
	都道府県知事等は、必要があると認めるときは営業者その他	
	の関係者から必要な報告を求め、営業上使用する食品等の検	
	査を行うことができるとされており、国内に流通する食品や	
	飲食店等の監視指導は、各都道府県等における食品流通等の	
	実態や食中毒の発生状況等の地域実情を踏まえ策定した監視	
	指導計画に従って、施設への立入調査、製品の収去検査等を実	
	施している。(食品衛生法第24条、第28条)	
	厚生労働省	58, 59
	水産加工業者を含む原則として全ての食品等事業者において	
	は、政令で定める日(令和 2(2020)年 6月1日)から、HACCP	
	に沿った衛生管理等の実施に取り組むことが求められること	
	となっている。(「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平	
	成 30 年法律第 46 号))	



項目	内容	参考 文献
	厚生労働省	6
	ヒスタミン食中毒対策として、消費者・事業者向けに注意事項	
	を掲載している。	
	「消費者へ	
	・ 魚を購入した際は、常温に放置せず、速やかに冷蔵庫で保	
	管。	
	・ ヒスタミン産生菌はエラや消化管に多く存在するので、魚	
	のエラや内臓は購入後できるだけ早く除去する。	
	・ また、鮮度が低下した恐れのある魚は食べないようにす	
	る。調理時に加熱しても分解されない。	
	・ ヒスタミンを高濃度に含む食品を口に入れたときに、くち	
	びるや舌先に通常と異なる刺激を感じることがある。こ	
	の場合は、食べずに処分すること。	
	事業者へ	
	・ 魚を生のまま保存する場合は、すみやかに冷蔵、冷凍する	
	ےے	
	・ 解凍や加工においては、魚の低温管理を徹底すること	
	・ 鮮度が低下した魚は使用しないこと 調理時に加熱して	
	も分解されない	
	  ・ 信頼できる業者から原材料を仕入れる等、適切な温度管理	
	がされている原料を使用すること」	
	農林水産省	61,62
	2010(平成 22)年から、優先的にリスク管理を行うべき有害化	,
	学物質のリストに、ヒスタミンを掲載している。	
	農林水産省(2012)	9,60
	一一一、	, , , ,
	る危害要因としてヒスタミンを取り上げ、リスクプロファイ	
	ルシートとしてより詳細な説明を公開している。	
	農林水産省	63
	「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」におい	
	て、2010 年度より「バイオジェニックアミン類(生体アミン類)	
	蓄積抑制技術の開発による日本産水産物の競争力強化」研究	
	を実施。本研究は、生体アミン類(ヒスタミンを含む)が蓄積	
	しない製造・管理技術を開発し、日本産水産物の付加価値向	
	上、国際競争力の強化、食料自給率の増加に寄与することを目	
	的としている。	



項目		内容	参考 文献
		農林水産省	22, 23
		農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質の	
		リストに基づき、、サーベイランス・モニタリング中期計画	
		(2011(平成 23)~2015(平成 27)年度、2016(平成 28)~	
		2020(平成 32)年度)を作成し、2011(平成 23)~2015(平成	
		27)年度には水産加工品中、2016(平成 28)年~2020(平成 32)	
		年度には加工食品中のヒスタミンを掲載している。	
		(一社)大日本水産会	39
		ヒスタミン食中毒防止マニュアルを作成している。	
(2)国際機関	]	国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO)合同専	7
		門家会議(2013)	
		ヒスタミン生成及びヒスタミン中毒の管理は容易に行うこと	
		ができるとの結論を下した。ヒスタミン中毒のリスクを軽減	
		する最善の方法は、適正衛生規範(GHP)や HACCP システムを	
		導入することである。適正なサンプリング計画とヒスタミン	
		検査により、HACCP システムの妥当性を検証し、管理手法の	
		有効性を確認し、システムの欠陥を検出すべきである。	
		CODEX 委員会(2019)	64
		ヒスタミンの食品安全に関するサンプリングプラン作成が検	
		討されている。CODEX「分析・サンプリング部会」による「サ	
		ンプリングに関する一般ガイドライン」が策定されるまで検	
		討は延期されている。	
(3)諸外国	①EU	フランス食品衛生安全庁(AFSSA)(現在:フランス食品環境	65
		労働衛生安全庁(ANSES)(2009 <u>)</u>	
		ヒスタミン・サーベイランスプラン改善提案についての意見	
		書を提出した。	
		フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)(2012)	66
		ヒスタミン中毒の原因、予防策等を記載したファクトシート	
		を作成している。	
	②米国	米国食品医薬品庁(FDA)(2011)	12,13
		魚類・水産製品の加工業者による HACCP プランの作成を支	
		援するために「魚・水産製品ハザード及び管理ガイド: Fish and	
		Fisheries Products Hazards and Controls Guidance」を公開し	
		ている。2019 年 8 月に第 4 版に改訂された。水産物のハザー	
		ドのひとつとして、ヒスタミン(原著は Scombrotoxin と記載)	
		があげられている。ヒスタミンの項は 2011 年に作成された。	



項目		内容	参考 文献
		米国食品医薬品庁(FDA)(2012)	67
		食品中の病原微生物と天然毒素についてのハンドブック"Bad	
		Bug Book" において、Natural Toxins のひとつとしてヒスタ	
		ミン(原著は Scombrotoxin と記載)が掲載されている。	
		米国食品医薬品庁(FDA)(2017)	68
		ヒスタミン食中毒(Scombrotoxin Poisoning)の概要と予防策、	
		注意事項について、解説をホームページで発表している。	
		米国疾病管理予防センター(CDC)	69
		食中毒サーベイランスデータを公表している。米国における	
		近年のヒスタミン中毒事例件数と患者数は 2009~2015 年で、	
		101 件(患者数 299 名)であった。	
		米国疾病管理予防センター(CDC)(2011)	70
		海外旅行者向け医療情報冊子(Yellow Book)において、海産物	
		毒素からの食中毒」の項目においてヒスタミン(原著は	
		Scombroid と記載)情報を記載している。	
	③その	英国食品基準庁(FSA)(2010)	71
	他	2010 年夏、ヒスタミン食中毒(原著は scombrotoxic fish と記	
		載)が増えていることを受け、防止のためには喫食するまでの	
		間の微生物管理が重要であり、魚類や水産製品を適切に冷蔵	
		する等して、腐敗やヒスタミン生成を防ぐことが重要である	
		ことを、ケータリング業者や消費者に注意喚起した。(2010)	
		オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)	72
		2010~2019 年の食品リコールに関する情報を公表している	
		中で、原因の一つに「ヒスタミン等の生物毒」を挙げ、注意喚	
		起している。ヒスタミン食中毒は、生物毒の中で3位である。	
		オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)	73
		ヒスタミン食中毒について、症状、予防するための注意事項を	
		まとめている。	
9.分類的特征	敳	_	
10.生態学的	特徴	_	
11.生息場所	ŕ	_	
12.参考情報	₹		
(1)物質名	IUPAC	2-imidazol-4-ylethylamine /	74, 75
		2-(1H-imidazol-4-yl)ethan-1-amine	
(2)CAS 登録	是名/CAS	1H-imidazole-5-ethanamine / 51-45-6	74
登録番号			



項目	内容	参考 文献
(3)分子式/構造式	C <sub>5</sub> H <sub>9</sub> N <sub>3</sub>	
	HŅ	
	$N^{2} \sim NH_{2}$	
	_	
(4)物理化学的性状		
①性状	無色 針状結晶 無臭	76
②融点 (°C)	83-84 °C	76
③沸点 (°C)	209-210 °C (18 mmHg)	76
④比重(g/cm³)	データなし	76
⑤溶解度	溶媒に対する溶解性:水、エタノールに溶ける。	76
(5)前処理・加工・調	加熱調理によって、ヒスタミン産生菌は死滅し、酵素は不活化	39
理による影響	するが、一旦魚肉の中でつくられたヒスタミンは熱に強くほ	
	とんど分解されない。ヒスタミン生成菌が持っているヒスチ	
	ジン脱炭酸酵素は冷凍状態でも安定であるといわれている。	
	この酵素は冷凍の状態では働かないが、冷蔵温度帯では活性	
	があり、解凍後に急速に働き出し、ヒスタミンの生成が進むと	
	の報告もある。	
	国内における 1998~2008 年のヒスタミン食中毒事例の届出	5
	によると、国内のヒスタミン食中毒事例の調理方法では、焼き	
	物及び揚げ物の事例が多く、特に照焼や漬焼等の加熱前に調	
	味液への漬け置きの作業が行われた事例が全体の約 1/3 を占 	
	<i>めた</i> 。	
(6)備考	ヒスタミン食中毒を防ぐための3つのポイント	39
	・低温管理(施氷、水氷中に保管する)。	
	・常温での解凍はしない。	
(7) この仏 リフカば	・常温や冷蔵の状態で加熱調理まで長時間放置しない。	1生11士 フ
(7)その他、リスク低	ヒスタミン生成の抑制策として、微生物の殺菌、酵素活性を抑	神りる
減例	方法が研究されている。たとえば以下のような例がある。	40
	次亜塩素酸ナトリウムと界面活性剤はヒスタミン生成菌に対して高い抗菌力を示した。これらを食品機材等に用いること	40
	して高い抗国力を示した。これらを良品機材等に用いること     がヒスタミン産生菌に対して有効であると考えられる。	
	トスチジン脱炭酸酵素の発現は酸性環境下で誘導されるた	4
	Cステンプに次級好系の光気は酸圧環境下で誘導されるに   め、魚肉の pH をリン酸処理により上げて、ヒスタミンの濃度	-
	め、無内の pire サン酸を壁により上げて、ヒベメミンの濃度   を低下させる報告例がある。	
	CENTRIPIA WWO	



項目	内容	参考 文献
	発酵食品では、ヒスタミンを生成しない発酵スターターを利	41
	用する方法が研究されている。	
	魚醤油は、有用な発酵スターターを用いることで、ヒスタミン	
	の蓄積が阻害される。	
	味噌の発酵に、アミン分解活性能を有する乳酸菌のスタータ	77
	一を用いることは、生体アミン量を減少させるのに有効であ	
	<b>వ</b> 。	

# <参考文献>

- 1 食品安全委員会: 食中毒予防のポイント 「ヒスタミンによる食中毒について」 https://www.fsc.go.jp/sonota/histamine 2203.pdf
- 2 東京都健康安全研究センター, ヒスタミンによる食中毒, 東京都健康安全研究センター, くらしの健康 第 2 号: 9-10 (2003)
- 3 藤井建夫, アレルギー様食中毒の現状と対策 (特集 海洋生物から来る食品危害要因), 月刊フ-ドケミカル; 25(10): 71-78 (2009)
- 4 山木勝悟ほか, 水産物におけるヒスタミン食中毒とヒスタミン生成菌, 日本食品微生物学会雑誌;36(2)75-83(2019) https://doi.org/10.5803/jsfm.36.75
- 5 登田美桜ほか, 国内外におけるヒスタミン食中毒, 国立医薬品食品衛生研究所報告; 127:31-38(2009)
  - http://www.nihs.go.jp/library/eikenhoukoku/2009/031-038.pdf
- 6 厚生労働省:ヒスタミンによる食中毒について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130677.html
- 7 国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO): Joint FAO/WHO Expert Meeting on the Public Health Risks of Histamine and other Biogenic Amines from Fish and Fishery Products, Joint FAO/WHO Expert Meeting Report; (2013)
  - http://www.fao.org/fileadmin/user\_upload/agns/pdf/Histamine/Histamine\_AdHocfinal.pd f
- 8 鮫島陽人ほか、冷凍の品質管理に関する研究 冷凍カツオの処理工程におけるヒスタミンの挙動-、鹿児島県工業技術センター研究報告、第 14 号: 35-38 (2000) https://www.kagoshima-it.go.jp/pdf/kenkyu report/k report 2000 08.pdf
- 9 農林水産省:食品安全に関するリスクプロファイルシート(検討会用) (化学物質) ヒスタミン 更新日:2012年12月5日
  - http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk analysis/priority/pdf/121205 histamine.pdf
- 10 文部科学省:調理場における衛生管理&調理マニュアル 「第6章 食中毒病因物質の 解説」
  - https://www.mext.go.jp/a\_menu/sports/syokuiku/1306690.htm
- 11 欧州食品安全機関(EFSA): Assessment of the incidents of histamine intoxication in some



- EUcountries, EFSATechnical Report, 25 September 2017 https://doi.org/10.2903/sp.efsa.2017.EN-1301
- 12 米国食品医薬品庁(FDA): Fish and Fishery Products Hazards and Controls Guidance https://www.fda.gov/media/80637/download
- 13 米国食品医薬品庁(FDA): Fish and Fishery Products Hazards and Controls Fourth Edition, August 2019 https://www.fda.gov/food/seafood-guidance-documents-regulatory-information/fish-and-fishery-products-hazards-and-controls
- 14 藤井建夫, 微生物性食中毒としてのアレルギー様食中毒, 食品衛生学雑誌; 47(6): J343-J348 (2006)
- 15 厚生労働省 食中毒統計資料 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/shokuhin/syokuchu/04. html
- 16 Leigh Lehane: Histamine fish poisoning revisited, International Journal of Food Microbiology; 58(1-2): 1-37 (2000)
- 17 海老名裕二, 学校給食の事例から学ぶヒスタミンによる食中毒に注意!, 月刊「食と健康」; 7月号: p 52-61(2016)
- 18 山梨県:食中毒の発生について,記者発表資料 2018(平成 30)年 9 月 29 日 https://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/documents/h30-12.pdf
- 19 農林水産省:有害化学物質含有実態調査結果データ集(平成 15 年~22 年度)
   http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/pdf/chem15-22r.pdf
   農林水産省:有害化学物質の含有実態調査結果データ集(平成 15~22 年度) 正誤表(平成 26 年 7 月 4 日)
  - https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk analysis/survei/pdf/seigo 140704.pdf
- 20 農林水産省:有害化学物質含有実態調査結果データ集(平成23年~24年度) https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk analysis/survei/pdf/chem 23-24 .pdf
- 21 農林水産省:有害化学物質含有実態調査結果データ集(平成 27 年~28 年度) https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk analysis/survei/pdf/chem 27-28.pdf
- 22 農林水産省:食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画(平成23年度から平成27年度)
  - http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk analysis/survei/middle chem.html
- 23 農林水産省:食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画(平成28年度から平成32年度)
  - http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk analysis/survei/middle chem h28.html
- 24 欧州食品安全機関(EFSA): Scientific Opinion on risk based control of biogenic amine formation in fermented foods, EFSA Journal; 9(10) 2393 (2011) http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2393.htm https://doi.org/10.2903/j.efsa.2011.2393
- 25 CODEX STAN 36-198 Codex Standard for Quick Frozen Finfish, Uneviscerated and Eviscerated
  - http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-



proxy/en/?lnk=1&url=https://workspace.fao.org/sites/codex/standards/cxs+36-1981/cxs 036e.pdf

- 26 CODEX STAN 70-1981 Codex Standard for Canned Tuna and Bonito http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/shproxy/en/?lnk=1&url=https://workspace.fao.org/sites/codex/standards/cxs+70-1981/cxs\_070e.pdf
- 27 CODEX STAN 94-1981 Codex Standard for Canned Sardines and Sardine-Type Products

http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https://workspace.fao.org/sites/codex/standards/cxs+94-1981/cxs 094e.pdf

- 28 CODEX STAN 119-1981 Codex Standard for Canned Finfish
  http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/shproxy/en/?lnk=1&url=https://workspace.fao.org/sites/codex/standards/cxs+1191981/cxs 119e.pdf
- 29 CODEX STAN 165-1989 Codex Standard for Quick Frozen Blocks of Fish Fillets, Minced Fish Flesh and Mixtures of Fillets and Minced Fish Flesh http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https://workspace.fao.org/sites/codex/standards/cxs+165-1989/cxs 165e.pdf
- 30 CODEX STAN 166-1989 Codex Standard for Quick Frozen Fish Sticks (Fish Fingers), Fish Portions and Fish Fillets - Breaded or in Batter http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/shproxy/en/?lnk=1&url=https://workspace.fao.org/sites/codex/standards/cxs+166-1989/cxs\_166e.pdf
- 31 CODEX STAN 190-1995 Codex Standard for Quick Frozen Fish Fillets http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https://workspace.fao.org/sites/codex/standards/cxs+190-1995/cxs\_190e.pdf
- 32 CODEX STAN 236-2003 Codex Standard for Boiled Dried Salted Anchovies http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/shproxy/en/?lnk=1&url=https://workspace.fao.org/sites/codex/standards/cxs+236-2003/cxs 236e.pdf
- 33 CODEX STAN 244-2004 Codex Standard for Salted Atlantic Herring and Salted Sprat http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/shproxy/en/?lnk=1&url=https://workspace.fao.org/sites/codex/standards/cxs+244-2004/cxs\_244e.pdf
- 34 CODEX STAN 302-2011 Codex Standard for Fish Sauce http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/shproxy/en/?lnk=1&url=https://workspace.fao.org/sites/codex/standards/cxs+302-



2011/cxs 302e.pdf

- 35 Commission Regulation (EC) No 1441/2007 of 5 December 2007 amending Regulation (EC) No 2073/2005 on microbiological criteria for foodstuffs (OJ L322, 7.12.2007, p12) https://eur
  - lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2007:322:0012:0029:EN:PDF
- 36 Commission Regulation (EU) No 1019/2013 of 23 October 2013 amending Annex I to Regulation(EC) No 2073/2005 as regards histamine in fishery products (OJ L282, 24.10.2013, p46) https://eur
  - lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:282:0046:0047:EN:PDF
- 37 カナダ保健省(Health Canada): Canadian Standards (Maximum Levels) for Various Chemical Contaminants in Foods https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/chemical-contaminants/maximum-levels-chemical-contaminants-foods.html
- 38 オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ): Australia New Zealand Food Standards Code Standard 1.4.1 Contaminants and Natural Toxicants https://www.foodstandards.gov.au/publications/Pages/safefoodaustralia3rd16.aspx
- 39 一般社団法人大日本水産会: ヒスタミン食中毒防止マニュアル (2010) https://www.suisankai.or.jp/topics/topics10/topics001.pdf
- 40 上井恵理ら、食品接触素材面に付着したヒスタミン産生菌に対する食品添加物および 界面活性剤の抗菌効果、日本食品微生物学会雑誌;52(6):340-347(2011)
- 41 里見正隆, 魚醤油のヒスタミン蓄積機構と除去法について, 日本醸造協会誌; 107(11): 842-852(2012)
- 42 里見正隆, 乳酸菌のヒスタミン生成遺伝子は種を超えて転移する? ヒスタミン生成遺伝子の伝播機構に挑む, 化学と生物; 48(8): 525-526 (2010) https://doi.org/10.1271/kagakutoseibutsu.48.525
- 43 藤井建夫, アレルギー様食中毒, 日本食品微生物学会雑誌; 23(2):61-71 (2006)
- 44 厚生労働省:ヒスタミンによる食中毒発生状況 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130677.html
- 45 López-Sabater E I ., Rodríguez-Jerez JJ., Hernández-Herrero M., Mora-Ventura MT: Incidence of histamine-forming bacteria and histamine content in scombroid fish species from retail markets in the Barcelona area., Int J Food Microbiol; 28(3):411-418, (1996)
- 46 Silvia Torres., Marlene Roeckel., M. Cristina Martí: Histamine formation by Morganella morganii isolated from Trachurus murphyii (Chilean mackerel)., Lat. Am.appl. res; 32(2):pp205-208, (2002)
- 47 フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES): relatif à la demande d'appui scientifique et technique sur la définition des produits de la pêche à maturation enzymatique auxquels s'applique un critère pour l'histamine (2012.1.17) https://www.anses.fr/fr/system/files/MIC2010sa0261.pdf
- 48 井部明広, 食品に含まれるアミン類, 日本調理科学会誌; 47(6): p341-347(2014) https://doi.org/10.11402/cookeryscience.47.341



- 49 神奈川県衛生研究所、ヒスタミン食中毒の話、衛研ニュース; No164: (2014) http://www.eiken.pref.kanagawa.jp/005\_databox/0504\_jouhou/0601\_eiken\_news/files/eiken\_news164.htm
- 50 観公子ほか, 市販魚介類および加工品中のヒスタミン含有量調査, 食品衛生学雑誌 46(3), 127-132(2005)
  - https://doi.org/10.3358/shokueishi.46.127
- 51 中里光男ほか, 魚醤油中の揮発性塩基窒素及び不揮発性アミン類の分析, 東京衛研年報; 53:95-100 (2002)
  - http://www.tokyo-eiken.go.jp/assets/issue/journal/2002/pdf/53-19.pdf
- 52 Elke Rauscher-Gabernig: Assessment of alimentary histamine exposure of consumers in Austria and development of tolerable levels in typical foods., Food Control; 20(4): 423-429, (2009)
  - https://doi.org/10.1016/j.foodcont.2008.07.011
- 53 国際連合食糧農業機関 (FAO): Assessment and management of seafood safety and quality (2004)
  - http://www.fao.org/docrep/006/y4743e/y4743e00.htm
- 54 Thailand information paper on Estimating the Risk of Developing Histamine Poisoning from the Consumption of Histamine in Thai Fish Sauces prepared by Thailand http://www.fao.org/tempref/codex/Meetings/CCFFP/ccffp31/CRD/CRD\_18\_Thailand.pd f
- 55 オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ): Final Assessment Proposal P265 -Development of a Primary Production and Processing Standard for Seafood (2005)
  https://www.foodstandards.gov.au/code/proposals/Pages/proposalp264/P265-PPPStandardSeafood.aspx
- 56 Commission Regulation (EU) 2019/229 of 7 February 2019 amending Regulation (EC) No 2073/2005 (OJ L 37, 8.2.2019, p. 106) https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R0229&from=EN
- 57 Commission Implementing Regulation (EU) 2019/627 of 15 March 2019 laying down uniform practical arrangements for the performance of official controls on products of animal origin intended for human consumption in accordance with Regulation (EU) 2017/625 of the European Parliament and of the Council and amending Commission Regulation (EC) No 2074/2005 as regards official controls (OJ L131, 17.5.2019, p51) https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R0627&qid=1583221682093&from=EN
- 58 食品衛生法(昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号) https://www.mhlw.go.jp/web/t\_doc?datald=78330000&dataType=0&pageNo=1
- 59 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号) https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/jyobun-riyu.pdf
- 60 農林水産省ホームページ:個別危害要因への対応(健康に悪影響を及ぼす可能性のある



## 化学物質)

- https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk analysis/priority/hazard chem.html
- 61 農林水産省:農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストについて(平成 22 年 12 月 22 日現在)
  - https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk analysis/priority/chemical.html
- 62 農林水産省:農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストについて(平成 28 年 1 月 8 日現在)
  - https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk analysis/priority/chemical h27.html
- 63 農林水産技術会議:平成 22 年度「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」 の新規採択課題の決定について/バイオジェニックアミン類蓄積抑制技術の開発によ る日本産水産物の競争力強化
  - http://www.affrc.maff.go.jp/docs/research\_fund/2010/pdf/22036\_gaiyo.pdf
- 64 CODEX 委員会: The 42nd Session of Codex Alimentarius Commission Meeting Report; REP19/CAC (2019)
  - http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https://workspace.fao.org/sites/codex/meetings/cx-712-50/report/rep19 fhe.pdf
- 65 フランス食品衛生安全庁(AFSSA): de l'Agence française de sécurité sanitaire des aliments sur les propositions d'amélioration du plan de surveillance histamine https://www.anses.fr/fr/system/files/MIC2008sa0310.pdf
- 66 フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES): Data sheet on foodborne biological hazards Histamine(April 2012)
  - https://www.anses.fr/en/system/files/MIC2012sa0209FiEN.pdf
- 67 米国食品医薬品庁(FDA): Bad Bug Book(Second Edition): Foodborne Pathogenic Microorganisms and Natural Toxins Handbook Scombrotoxin (2012) http://www.fda.gov/Food/FoodbornellInessContaminants/CausesOfIllnessBadBugBook /default.htm
- 68 米国食品医薬品庁(FDA): Scombrotoxin Poisoning and Decomposition https://www.fda.gov/food/seafood-guidance-documents-regulatory-information/scombrotoxin-poisoning-and-decomposition
- 69 米国疾病管理予防センター(CDC): Foodborne Disease Outbreak Surveillance https://www.cdc.gov/mmwr/volumes/67/ss/ss6710a1.htm?s\_cid=ss6710a1\_e 及び https://www.cdc.gov/fdoss/annual-reports/index.html
- 70 米国疾病管理予防センター(CDC): Yellow Book https://wwwnc.cdc.gov/travel/yellowbook/2020/preparing-international-travelers/food-poisoning-from-marine-toxins
- 71 英国健康保護庁(HPA): Recent outbreaks and incidents of scombrotoxic fish poisoning in England poisoning, Health Protection report, Volume 4 No 32; 13 August 2010 https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20140714101750/http://www.hpa.org.uk/hpr/archives/2010/news3210.htm



- 72 オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ): Food Recall Statistics (2010 ~2019 年)
  - https://www.foodstandards.gov.au/industry/foodrecalls/recallstats/Pages/default.aspx
- 73 オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ): Toxins in seafood https://www.foodstandards.gov.au/consumer/safety/foodborne-illness/Pages/Toxins-in-seafood.aspx
- 74 製品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)
- 75 欧州化学品庁 ECHA(European Chemicals Agency):Substance Infocard
- 76 U.S. National Library of Medicine(NIH): HSDBUSA) https://pubchem.ncbi.nlm.nih.gov/source/hsdb/3338
- 77 Yi-Chen Lee et al, Reduction of Biogenic Amines during Miso Fermentation by Lactobacillus plantarum as a Starter Culture, Journal of Food Protection; 79(9): 1556-1561(2016)
  - https://doi.org/10.4315/0362-028X.JFP-16-060